

開催日：令和 5 年 6 月 5 日

会議名：令和 5 年市民福祉常任委員会（第 1 日 6 月 5 日）

○井上弘美 先ほど田中委員の質疑にお答えされましたように、執行率が芳しくなかったということでございます。

第 1 弾で既に申請された事業所の情報があるにもかかわらず、今回も同様の申請方式とした理由をお聞かせください。

○長寿社会政策課長（山岸明子） 第 1 弾で申請された情報を活用する、いわゆるプッシュ型も検討しましたが、その場合でも事業所に受給意思を確認する必要があります。いずれにしても前回未申請の事業所にはお手続きいただく必要があり、初回の支給時期は大きく変わるものではないことから、前回と同様の申請方式を採用したものです。

○井上弘美 私もプッシュ型が必ずしもよいとは思いませんけれども、前回申請された事業所においてはその情報を活用する、また申請されなかった事業所に対しては別の工夫を考えるといったことがあっていいかと思います。

改善策につきましては先ほどの質疑にお答えいただいたので、ここからは意見となりますけれども、第 1 弾で特に介護サービス事業者では 4 分の 1 近い未申請があるわけですから、その事実を受け止めていただき、多くの事業所へのご対応、ご苦労もあるかと思いますが、迅速に行き渡るようよろしくお願いいたします。

今後、同様の臨時交付金を実施されるかは分かりませんが、内閣府地方創生推進室の事務連絡では推奨事業メニューを記載した後にこう書いてあります。「各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします」。このたびの第 2 弾の実施成果を踏まえ、今大変ご苦勞されている事業者にとって有効な施策の立案につながればと思います。